

(仮称)富谷市協働のまちづくり推進指針(案)パブリックコメントに対する考え方

No.	頁	項目	意見の概要	市及び審議会の考え方
1	—	—	審議会の構成について、大学との協働を目指すことは良いことですが、大学側はあくまでもアドバイザーとしての立場で参加すべきだと思います。審議会会長は、本市の構成団体から選出して議論すべきだと思います。	本指針案に対するご意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。 なお、まちづくりの基本となるルール策定の諮問にあたっては、専門的知見による意見反映も必要と考え、富谷市協働のまちづくり推進審議会条例に基づき、学識経験者として大学教員に委嘱しております。また、会長は、条例により審議会委員の互選により定めることとされており、各委員の総意により選出されております。
2	—	全体	本市の課題は今回のガイドライン(案)で示しているように、住民ニーズの変化や多様化に応えるだけの人とお金の確保が難しくなってきたことだ。この課題に市役所単独で取り組むには限界があると考え。これからの行政運営は、行政サービスの受け手である住民が参加して、優先順位を決定し、選択的に人とお金を投入していく取組が必要である。 今回のガイドライン(案)は、課題を解決する一つの手法として「協働」にスポットを当ててつくったもので、まちづくりのもう一つの手法である「住民参加」に関する記述がない。「住民参加」と「協働」の二つの手法は、地域の課題を解決し、住みよいまちを実現するための車の両輪だ。したがって、「住民参加」のガイドラインも策定するべきではないか。	本指針は、協働の推進を通して、まちづくりへの住民参加を促進する内容としていることから、現在のところ、改めて住民参加に特化したガイドラインを策定する予定はございません。 また、審議会・委員会、懇談会・意見交換会、アンケート調査、パブリックコメントなど、「住民参加」のうち市政への参加に関する内容につきましては、P4(3)④ア、P14(2)④カに包含して記述しております。なお、市政への参加に関するそれぞれの手法については、個別に要綱を定めるなどの対応しております。
3	—	全体	ガイドライン(案)で「情報の共有」について「市は課題を市民にわかりやすく示す」と決意を表明しているが、まさにその通りで「情報の共有」はまちづくりの基本中の基本だ。その時々や場面に応じて、的確でわかりやすい資料、的確でわかりやすい情報は、住民がまちづくりに参加する動機となり、住みよいまちを生み出す糧にもなる。形骸化したやり方をやめて、新たにどのような仕組みで市は「情報の共有」を図っていくのか具体的に伺いたい。	情報の共有については、P13(1)⑤に記載しておりますとおり、情報を全世代に発信し、対話をはじめ様々な手段を通じて行っていくこととしております。近年の新たな取組としては、「とみやわくわくミーティング」や「市民協働セミナー」、「富谷塾」、「市政懇談会」など対話を重視した取組のほか、「情報提供推進に関する運用方針」策定や、SNSの活用による情報発信などの取組があげられます。本指針策定後には、本指針に沿って具体的な取組を進めていくこととなりますが、引き続き、情報発信を充実し、学び・交流の機会と場の提供に取り組みながら、全世代と情報の共有を図ってまいりたいと考えております。
4	—	全体	「協働のまちづくり」について、市側、市民側、企業側も含めて理解が進んでいるのでしょうか。特に市側が、今までこの問題に対する職員全体での「市民協働」についてのアプローチをしてきたとは思われません。P14(2)④で提起していますが、この推進指針(案)を策定する前に実施すべきものではないでしょうか。この「協働のまちづくり推進指針」は理念としては理解できますが、上からの視点にしか見えてきません。	協働は、これまでの地域活動や市民活動などの延長線上にある取組で、本市においては、福祉・教育分野を中心に様々な取組が行われてきております。平成 28 年に策定した富谷市総合計画基本構想において「協働のまちづくり」を柱の一つに掲げ推進してきたことにより、一定の理解は進んでいるものと考えております。本指針策定後には、本指針に基づき、様々な主体と連携・協力しながら、協働のまちづくりへの理解促進に努めてまいります。
5	—	全体	この推進指針(案)には、障がい者や弱者への取組が見当らない。また、外国人への対策がどこにも記されていないのが問題だと思います。せめても、東南アジア各国語と英語での対応が必要だと思います。	ご指摘の内容につきましては、P8(2)⑤において、包含した形で記載しております。また、多言語対応については、研究してまいります。
6	—	全体	単に言葉のみの表現で、市民や団体、企業、市などが共にまちづくりを行うということにしか見られません。もう少し時間を掛けて議論する必要があると思います。	これまでの取組として、昨年度、とみやわくわく市民会議、市民協働セミナー、富谷市協働のまちづくり推進懇話会で市民意見を聴取したうえで素案を策定し、今年度、富谷市協働のまちづくり推進審議会の設置をはじめ、とみやわくわくミーティング、市民協働セミナーにおいて市民参加のワークショップを行い、協働の理解を深めながら、十分に議論を重ねてきております。

No.	頁	項目	意見の概要	市及び審議会の考え方
7	1	(2)富谷市が 目指す協働 のまちづくり	<p>世界的に新型コロナウイルス拡大は、あらゆる面に強烈に打撃を与えています。リーマンショック以上にあらゆる面に影響が拡大しており、富谷市総合計画基本構想を決定した時と、大きく情勢が違ってきていると思います。現段階では、コロナ後の世界、国内経済の予測が立っておらず、摸索中のように思われます。国内GDPについても色々な予測がありますが、リーマンショックを上回ると言われており、現に日本の来年度予算は、収入減が予想され、それを補うための大幅な赤字国債の発行が予測され、それに伴う交付金の減額、地方債の発行、臨時特例債の発行などでまかなうしか無くなり、市町村財政が厳しくなることは明白です。こうしたことから、いま一度立ち止まり、コロナ後の今後の見通しをじっくりと見極めてから、基本構想のローリングを含めて「協働のまちづくり」を考えてみる必要があります。本来であれば「公助」が行うべきものを多様性と言うことで「自助・共助・公助」に表現してきたのではないかと思います。</p> <p>表紙の「17 パートナースHIPで目標を達成しよう」は『ゼロカーボンシティ』を目標とするものでもあり、また、コロナ後の『グリーン・リカバリー』等も提唱しており、基本構想についても再検討して、住みたくなるまち日本一を目指すべきだと思います。</p>	<p>本指針については、現況を踏まえ、現行の総合計画に基づく内容としてとりまとめ、今年度内の策定を目指してまいります。なお、P14(2)④オに掲げるとおり、本指針策定後においても、協働の推進状況や時代の変化に対応した内容に見直し、整備していくこととしております。</p> <p>また、ご意見にあります感染症の流行をはじめ、多発する自然災害などの社会環境の変化の中で、「公助」の役割のみならず、「自助・共助」の役割の重要性も高まっており、このことは、本市に限らず全国的な傾向となっています。総合計画基本構想に掲げる「協働のまちづくり」においても、社会環境の変化に対応した内容に見直ししていくことの必要性はご意見のとおりでありますので、今後の総合計画策定作業時に検討してまいります。</p>
8	2	(1)市の現状 ①	<p>①で現状分析していますが、現実的な分析が必要で、⑦として、富谷市の特徴とも言える「団地造成により発展してきた市であり、それぞれに課題が見えてきている」という点の現状分析の追加が必要ではないでしょうか。</p>	<p>ご意見をふまえ、P2(1)②を「社会環境の変化に伴い、地域の課題や市民のニーズ(要望)が多様化、複雑化しています。また、本市は、古くからの地域と全国各地から人が集まってきた新しい地域が融合してできたまちであることから、地域の課題も様々であり、とりわけ新しい地域においては、団地の開発時期の違いなどにより、それぞれに異なる課題が見えてきています。」と追加いたします。</p>
9	2	(1)市の現状 ①	<p>①で現状分析していますが、現実的な分析が必要で、⑧として、隣接する市町村との連携について追加が必要です。我が市が隣接する市町村のNPO法人や企業等、密接に連携して活動しているものもあると思います。こうした調査をするべきだと思います。</p>	<p>自治体間の連携については、広い意味で協働の形態の一つと考えます。</p> <p>しかしながら、本指針においては、市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、公益法人、事業者、市を主体とした協働を対象としております。また、NPO法人や企業等の主体が市内外の主体であるかどうかを区別して捉えておりませんので、ご意見の内容を本指針に追加することはいたしません。今後、多様な協働の推進に向けた論点の一つとして参考とさせていただきます。</p>
10	2	(1)市の現状 ③	<p>新型コロナウイルスが経済を圧迫し、今後は市の財政も圧迫してくることは明らかだと思いますが、本来「公助」で行うべき問題を、市民側に押し付けた考え方であり、「協働のまちづくり」の趣旨を代わりに明記すべきだと思います。</p>	<p>本指針策定の背景には、平成28年の市制移行を機に、地域の課題解決に自ら取り組もうとする公益的な市民の活動の高まりとともに、市民が行政とともに地域の課題解決に取り組む「協働」の手法を再認識し、市民の思いや活動を活かしながら、よりよいまちづくりを進めていこうという機運の高まりがあります。</p> <p>また、様々な社会環境の変化に伴い、多様化・複雑化する地域の課題や市民ニーズの全てに、市のみで対応していくことには限界があることも事実であります。③の内容については、このような市の現況を分析したものでありますので、現状のままとさせていただきます。</p>

No.	頁	項目	意見の概要	市及び審議会の考え方
11	4	(3)これから求められること ②	「多くの市民をまきこみながら」という表現こそ市側の目線での表現ではないでしょうか。市職員間で「協働」についてのディスカッションが行われていない表れではないかと思えます。④の表現を持ってきたほうが良いと思います。	「まきこむ」という表現が、マイナスのイメージを持つ表現として捉えられたものと推察いたします。ご意見の P4(3)②については、これまで聴取してきた市民の意見を基にとりまとめた市民の活動に関する記述であり、P4(3)④イの「まきこみながら」と同様に、ネットワーキング(人と人の輪のようなつながり)を意味するものです。 しかしながら、記述の意図が正しく伝わらないことが想定されますので、ご意見をふまえ、P4(3)②を「多くの市民が <u>つながりながら</u> 、市民の活動をより活発にし、持続可能な活動にしていくことが必要です。」に修正します。 また、P4(3)④イを「市は市民の自主的・自発的な活動と <u>つながりながら</u> 、事業等を発展させていくこと。」に修正します。
12	8	(2)協働を進めるうえで配慮すること ⑤	⑤について、具体的に書き加えるべきである。	個個人の置かれている状況は多様であることから、本文にさらに具体的な内容を追加することはいたしません。まちづくりに関わる全ての主体が、一人ひとりの個性を尊重し、だれもが自分らしく活躍できる環境をつくっていくことは、協働を進めるうえで重要であると考えますので、今後、様々な機会を通して普及促進に努めてまいります。
13	13	(1)方針	形式的になりますが、方針には具体的に目標の到達点を設けるべきです。	方針については、総合的に協働を推進するための方向性を示すものであることから、具体的な目標の到達点を設定するものではないと考えますので、現状のままとさせていただきます。
14	14	(2)推進に向けた取組 ④	④は、審議会に入る前に先に掲げるべき内容ではないか。	多様な主体による協働の推進は、これまでの市民と市の協働のみならず、市民と市民の協働も推進していくことであり、本指針策定後に新たに取り組んでいくものです。
15	14	(2)推進に向けた取組 ④	NPO活動のように、富谷市内にとどまらない活動や、組織体制の場合は、どのように扱うべきかを付け加えるべきである。	P7において、まちづくりに関わる主体の特性を整理しておりますが、活動やサービスの範囲が市域内に限定されるのは市(行政)のみであり、活動範囲の違いによる扱いを本指針の中で整理する必要はないものと考えます。 なお、本指針の策定によって、市民の自主的な活動の制約につながることはないよう配慮する必要があると考えております。
16	14	(2)推進に向けた取組 ④	他市町村と隣接する地域での活動をどの様に保障するのかを明記すべきである。	本指針は、様々な市民の公益的な活動を対象としており、個別具体的な地域活動について明記することはいたしません。推進に向けた取組の中で、市民が活動しやすい環境をつくることとしておりますので、個別具体的な各団体の課題に対しては、相談窓口で対応し支援してまいりたいと考えております。
17	14	(2)推進に向けた取組 ④	富谷市の旧町内会、団地でも新しい団地造成から半世紀にもなる団地間を繋ぐセンター的なものと、各地域をまとめるセンター的組織が必要ではないか。	協働を推進するうえで、様々な活動をつなぐ拠点の整備は必要であると考えており、本指針においては、P14(2)④ウ及びエに関連する内容を記載しております。ご意見については、具体的な内容として、今後の参考とさせていただきます。
18	14	(2)推進に向けた取組 ④	議会との対応(財政を含め)をどの様にするのか。	議会には中間案として本指針案を説明しており、最終案についても説明することとしております。今後も、必要に応じて議会に説明し進めていくこととしております。